

試験研究炉に適用される指針と「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の関連について

水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針

適用範囲等

「試験研究の用に供する原子炉」のうち、臨界実験装置を除き、定常出力運転を行う水冷却型原子炉を対象。臨界実験装置については参考。反応度パルス運転を行う研究炉については参考または適用。その他の炉については参考。

指針 2 . 自然現象に対する設計上の考慮

- 1 . 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その安全機能の重要度及び地震によって機能の喪失を起こした場合の安全上の影響を考慮して、耐震設計上の区分がなされるとともに、適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられる設計であること。

〔解説〕 「適切と考えられる設計用地震力」は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を参考にして求めた設計用地震力を用いることとする。また、必要に応じ地震によるタンク又は容器内の液体の揺動（スロッシング）の影響について適切に考慮するものとする。

高速増殖炉の安全性の評価の考え方

2 . 検討結果

- (3) LMFBR の安全性の評価に当たって、既存の各種安全審査指針との関係は次のとおりである。

また、発電様軽水型原子炉施設を対象とした次の指針についても、これらを参考とすべきと考えるが、この場合、特に LMFBR に特徴的な面に関しては別紙にその考え方を示した。

- (イ) 「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」
- (ロ) 「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」
- (ハ) 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」